

定期報告制度について Q & A

Q1 なぜ、定期報告を行う必要があるのか？

不特定多数の人々が利用する建築物は、万一災害が発生した場合に多くの人や物が被害を受けることが予想されるため、災害の発生を未然に防ぐことが大切です。このような考えから、建築基準法にて、建築物の所有者・管理者は定期的に専門技術を有する資格者に調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告するよう定められており、建築物の所有者・管理者には義務が生じます。

Q2 定期報告を実際に行うのは、どのような人か？

建築基準法により、定期報告は下記のいずれかの資格を有する者が行う必要があります。

- ①一級建築士又は二級建築士（業を営む場合は建築士法の規定により、建築士事務所の登録が必要）
- ②国土交通大臣が定める資格を有する者（特定建築物調査員 等）

Q3 建築士等に知り合いがない場合は、どちらに依頼すればよいのか？

下記団体にて、資格者の紹介を行っております。

・特定非営利活動法人 静岡県建築物安全確保支援協会

〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル

TEL:054(202)5532 FAX:054(285)8787

Q4 定期報告の費用は、いくらぐらいかかるのか？

建築物規模や、定期報告を行う業者により異なります。各業者に直接お問い合わせ願います。

Q5 報告書や概要書は、どのような書式か？

静岡市のホームページより、ダウンロードすることができます。

静岡市トップページ→暮らし・手続き→インターネットサービス

→申請書ダウンロード→申請書検索 キーワード検索

定期報告

検索



Q6 外壁タイルの全面打診はいつ行えばよいのか？

竣工後又は外壁改修後若しくは全面打診等調査実施後10年を超えた場合に1度行う必要があります。

Q7 報告しないと、どのような罰則があるのか？

対象建築物への立入検査等にて指導を行い、最終的には建築基準法にて「100万円以下の罰金に処する」（第101条）と定められております。

Q8 ① 対象となっている建築物は、すでに取り壊したのだからどうしたらいいか？

② 以前は所有していたが、現在は所有者が変更になっているのだからどうしたらいいか？

対象建築物について、下記のような場合は、別紙様式第35号「特定建築物・特定建築設備等・昇降機等変更（休止・再使用・除却）届」の提出が必要となります。

書式はQ5と同様、静岡市のホームページより、ダウンロードすることができます。

- ・建築物を除却（解体）した
- ・建築物の使用を休止した（または休止中の建築物を再使用した）
- ・建築物名称、所有者、管理者が変更になった
- ・建築物の用途が変更になった（例：店舗→事務所）

Q9 敷地内に複数棟あるが、定期報告書をどうまとめたらよいのか

対象となる用途の棟が定期報告の対象です。敷地単位で棟毎に報告書をまとめてください。

Q10 1棟の中に複数の対象用途が含まれているが、定期報告の対象となるか？

原則は対象とならない用途で対象となる用途から独立して使われている部分を除いた、対象の主たる用途となる部分とこれに付随する部分、その避難経路等が定期報告対象となります。

詳細につきましては、建築安全推進課指導係（054-221-1267）まで、お問い合わせ願います。